

「2020年度 NEDO 事業者説明会」での質疑応答につきまして

2020年2月6日から21日まで全国6会場におきまして、来年度に向けた制度改善等の説明会を開催いたしました。ご多用にも関わらず、ご出席頂きまして、ありがとうございます。以下のとおり、当該説明会での主な質疑応答内容をまとめましたので、皆様のご理解に役立てていただければ幸いです。

また、説明会資料につきまして、説明会終了後、一部修正した個所がございます。ホームページに掲載されたものを最終版としてご確認ください。よろしくお願い致します。

■ 制度等の見直し

● 「テレワーク」による従事時間を計上可能に

Q: テレワーク制度の社内手続きにおいて、申請書、承認書、報告書はすべて必要ですか？

A: 申請書や承認書などの書類は、例示と考えてください。テレワーク適用者の承認手続きが、事業者の規定等に従ってなされた事を検査時に確認できれば問題ありません。

Q: テレワークを実施する場合、実施計画書、従事日誌への記載は必要ですか？

A: 実施計画書への記載は不要としますが、従事日誌への記載をお願いします。

● 複数の競争的研究費による「共用設備」の購入を可能に

Q: 「実施計画書」に記載済みの共用設備に内容変更が必要になった場合には、実施計画変更届出書を提出するのですか？

A: 年度途中で新たに競争的研究費を獲得して合算購入とする場合など、大幅な金額の変更を伴い、研究計画に影響すると判断される場合に限り、変更届出書の提出が必要になります。

Q: NEDO事業での費用負担割合の算出根拠として、契約期間による按分を選択する場合、合算購入調書以外に契約期間を証明するエビデンスも必要ですか？

A: 検査では合算購入調書のみを確認します。

● 率専従を「エフォート専従」に改称、他 FA とルール統一化へ

Q: 来年度の実施計画書を作成中ですが、「エフォート証明書」の様式ファイルはいつから入手可能ですか？

A: 2020年4月には新しい様式ファイルをNEDOのホームページに掲載予定です。それ以前に必要な場合は、従来の「率専従証明書」の様式を使用させていただいて構いません。

● 若手研究者の「自発的な研究活動等」を計上可能に

Q: 新規契約する委託事業には適用可能と聞きましたが、例えば委託事業の再委託先として大学や国研等を追加する際の新規契約は対象外と考えてよいですか？

A: 既にNEDOと契約中の委託契約に、再委託先として新たに参加するために委託先と新規契約する大学・国研等は、NEDOとの契約が新規契約ではないため対象外となります。

Q: 新規契約後に若手研究者が「自発的な研究活動等」を新たに実施する場合、実施計画変更申請書、変更届出書のどちらを提出すればよいですか？

A: 実施計画の軽微な変更として、実施計画変更届出書の提出をお願いします。

■周知事項等

●事務処理マニュアルの一部改定について

Q:現在の「海外航空券の場合は正規割引航空運賃(PEX 運賃)、国内の場合は往復割引より安価な航空運賃」というマニュアルの記載を残し、事業者の内部規定の範囲での運用を認めるのですか？

A:PEX 運賃、往復割引等の記載はマニュアルから削除し、事業者の内部規定の範囲での運用が条件となります。事業者の内部規定では経済的な航空運賃を採用していると想定されることから、NEDO事業においても同様の運用をお願いします。

Q:旧様式の処分制限財産シール(標示票)を、貼り替える必要はありますか？

A:2020年4月以降に取得される資産には、新様式シールを貼っていただくようお願いいたします。現在使用中の旧様式シールは貼り替えていただくなくて結構ですが、貼り替えを希望される場合には新様式シールを配布可能ですので、プロジェクト担当部までご連絡下さい。

Q:論文等への体系的番号の記載が必要な対外的な発表は何ですか。また、終了事業についても適用されるのですか？

A:現在実施中の事業に関して、論文投稿や学会発表の際には体系的番号を必ず記載してください。また、終了事業については、必須とは致しませんが、記載いただけると有り難いです。

●プロジェクトマネジメントシステム導入に伴う「押印不要文書」の拡大

Q:昨年度の説明会では、届出書や申請書がプロジェクトマネジメントシステムで提出できるようになる、とお聞きしているが、現在の進捗状況はどうようになっていますか。

A:NEDOと事業者のファイル共有システム(情報共有機能)は、運用が既に開始されております。一方で、届出書や申請書を提出する機能については、運用の見込みが立ち次第、ホームページでご案内させていただく予定です。

■2019年度末の事務処理について

Q:複数年度契約の場合、当年度の経費発生調書に加え、過年度分の経費発生調書の写しを提出とあるが、どの年度の年度末中間検査分を提出するのですか？

A:過去の全年度分の経費発生調書(年度末中間検査時)の写しを提出して下さい。

Q:実施計画書に記載していない代表委託先の経理責任者等の事務スタッフが、検査員として連名の委託先を検査する場合、検査に要した国内旅費は計上可能ですか？

A:国内旅費の計上は可能です。ただし、当該検査員がサインした経費発生調書を必ず残して下さい。

Q:検査時に確認する帳票類として、銀行振込の写(振込依頼電子データ等)が例示されています。NEDO事業分とそれ以外の経費をまとめて銀行振込した場合、計上額と帳票類上の金額に差異が生じますが、振込金額の内訳を説明する書類等は必要ですか？

A:金額の内訳がわかるメモをご用意いただき、検査の際に口頭で内容を説明して下さい。

以上